

# 海外渡航通知書兼取引に関する届出書（個人用）

<裏面> もご確認ください

日本生命保険相互会社 行

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

## ■ 海外渡航通知書

このたび海外へ渡航するにあたり、次ページの了承事項を承諾したうえで、以下のとおり連絡します。  
 また、次の委任事項に関して以下に記載の代理人に権限を委任し、その代理人の住所をもって国内の連絡先とします。  
 なお、帰国した場合は速やかに日本生命に届出ます。

<委任事項> 1. 保険料の払込みに関すること（保険料払込方法が振込扱の場合） 2. 日本生命から契約に関する通知を受領すること


保険契約者 (年金・据置保 険金受取人)	(自署)	親権者 (未成年 後見人)	(自署) ※契約者（年金・据置保険金受取人）が未成年の場合
お客様番号（お客様ID）もしくは契約番号（証券記号番号）をご記入ください。 ※同一契約者の他契約についてもお申し出いただいたものとして受け付けます。		契約番号 (証券記号 番号)	右づめでご記入ください。 (複数件ご加入の場合は、いずれかの番号をご記入ください。)
お客様番号 (お客様ID)			

渡航情報をアルファベットおよび数字でご記入ください。（永住・渡航期間未定の場合は○印をつけてください。）

保険契約者 (アルファベット)	( Mr. ・ Ms. )	生年月日 (西暦)	年	月	日
メールアドレス	@	国名			
渡航先住所 (アルファベット)	※郵便番号もご記入ください。※住所が未定の場合は、国名を記入し、確定後再度ご提出ください。				
渡航日 (予定)	年	月	日	から	<input checked="" type="radio"/> 永住 <input type="radio"/> 帰国日 (予定)         年         月         日         まで <input type="radio"/> 未定

代理人（国内連絡先） ※保険契約者以外を必ずご指定ください。フリガナ欄も含めて必ずご記入ください。

名前	(フリガナ)	電話番号	-
代理人住所	(フリガナ)		

通知の 送付について	・通知書類は「国内連絡先」に送付いたします。 ・年に一度送付する「ご契約内容のお知らせ」は「Web通知」でご確認ください。 ・渡航先への送付を希望される場合は、右記チェック欄にレ点チェックしてください。 ただし、海外への送付は<裏面> 了承事項D-1の通知のみ対象となります。	「Web通知」への変更は こちらから	
		<input type="checkbox"/>	渡航先への送付を希望する

## ■ 取引に関する届出書

当社では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「実特法」）」に基づき、お客様の税務上の居住地国等をお届けいただいております。保険契約者（または年金・据置保険金受取人）にてご記入ください。

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、以下の項目を届出ます。

異動前の税務上の居住地国	(国名)
異動後の税務上の居住地国	該当するものにレ点チェックのうえ、あてはまる項目をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 日本以外【国名： _____】 <input type="checkbox"/> 日本 → 以降の記入は不要です
住所	<input type="checkbox"/> 渡航先住所と同じ <input type="checkbox"/> 渡航先住所以外 【住所（アルファベット）】 _____
納税者番号	<input type="checkbox"/> 発行されていない、もしくは発行国の法令により提供できない
参考となるべき事項	税務上の居住地国が住所と異なる場合の理由（居住地国を有しない場合を含む）

⚠ 有効中の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）のコピーをご提出ください。※親権者請求の場合は親権者の本人確認書類

会社処理欄	支社・拠点コード	確認項目・備考	支社/LP受付印	処理	確認	本部受付印
	-	・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード ・公の機関が発行した写真入りの証明書 ・その他 ( ) (具体的に番号等を記入)				
	請求権者が自署されたことを確認しました。 取扱者コード・名前					

A.<お客様情報の取扱いについて>

「お客様情報取扱説明書」の記載内容について確認しました。

B.<海外渡航中の取扱いについて>

- 1 契約者様または被保険者様が海外渡航中の場合、保険加入（保障見直し・一部保障見直し・保障追加を含む）、保険金額の増額、特約の付加、失効契約の復活等医師による診査（あるいは健康状態に関する告知）を必要とする手続きはお取扱いできません。
- 2 保険金等お支払金の海外口座への送金をご希望の場合、送金に関わる費用は請求人様のご負担となります。

C.<メールアドレスについて>

- 1 当手続きの内容について確認が必要な場合に使用させていただくことができます。
- 2 お客様番号（お客様 I D）を発行されている場合は、ご記入いただいたメールアドレスを当社に登録いたします。すでにご登録いただいております、記載内容と異なる場合は、ご記入いただいたメールアドレスに変更いたします。

D.<通知の送付について>

- 1 海外渡航先への送付対象通知は以下のとおりです。
  - ご契約内容のお知らせ
  - 満期保険金・年金のご請求案内
  - 生存給付金・特約健康祝金・入学祝金のご請求案内
  - 保険料お立替えのご案内
  - ご契約の失効のお知らせ
  - 保険料未払込みのお知らせ
  - ご契約解除のお知らせ
  - 更新のご案内
- 2 渡航先住所への送付対象通知以外の通知書類は国内連絡先に送付いたします。
- 3 渡航先住所への送付対象通知が不着となった場合や、渡航先国に送付できない場合等は、国内連絡先に送付いたします。

E.<渡航先住所・国内連絡先の変更、帰国について>

当社登録国内住所は国内連絡先に変更いたします。

渡航先情報・国内連絡先が変更となる場合、帰国された場合は当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、帰国された場合は、「日本への帰国届兼取引に関する届出書」のご提出が必要です。

F.<「取引に関する届出書」について>

「取引に関する届出書」の記載事項が変更となる場合、3カ月以内に新たに届出書をご提出ください。



# 海外に渡航されるお客様へ

海外でも生命保険をご継続・ご活用いただけます。

ニッセイホームページ内の「よくあるご質問」等をご参照のうえ、お手続きをお願いいたします。


海外渡航中はインターネットでのお手続き（「ニッセイマイページ」のご利用）をお勧めいたします。

※渡航前にログインIDとログインパスワードをご登録いただくと便利です。

## ■ 渡航前のお手続き

- ご契約者が海外に渡航される際は、契約者ご本人から「海外渡航通知書兼取引に関する届出書」をご提出ください。  
別紙記入見本を参照のうえご記入ください。
- 海外渡航前にご留意いただきたい点について、以下の「**■ 海外渡航時チェックリスト**」をご確認ください。

## ■ 海外渡航時チェックリスト

チェック	チェック項目	必要なお手続き等について
	海外渡航中の保険料の払込方法や、振替口座を確認した。	・海外渡航中の保険料払込方法は、ニッセイホームページをご参照ください。 ・保険料の払込方法や振替口座に変更がある場合、お手続きが必要となります。 裏面のお問合せ先までご連絡ください。
	ご契約内容のお知らせ・契約内容通知書等契約内容のわかるものを準備した。	・海外からのご請求、お手続きの際に使用する場合がございますので、ご準備ください。 なお、「ご契約内容のお知らせ」は「Web通知」での受取りを選択することも可能です。 右記のQRコードもしくはニッセイホームページからお手続きいただけます。 ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。 
	ログインID、ログインパスワードが有効中か確認した。	・インターネットでのお手続き（「ニッセイマイページ」のご利用）にはログインID、ログインパスワードが必要となります。ニッセイマイページにログインできるかご確認ください。
	海外渡航中における保障内容の見直しについては右記の制限があることを確認した。	・渡航先では、保障内容の見直しや保険加入等、医師による診査や健康状態に関する告知が必要となるお手続きは、お取り扱いできません。 ・保障内容の見直しをご希望の場合は、渡航前に裏面のお問合せ先までご連絡ください。
	年金保険に加入しており、年金保険を受取る場合の税務等の留意事項を確認した。	・年金受取人が海外に居住されている場合は、税率等が変わる場合があります。 詳細は国税庁にお問合せください。
	FATCA・AEOIの報告が必要か確認した。	・渡航先国によりご提出いただく書類が異なります。 詳しくは裏面「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度（AEOI）について」「FATCA（※）について」をご確認ください。

## ■ 渡航中のお願い

海外渡航先、国内連絡先の住所等を変更された場合は、必ず当社へご連絡ください。

ご連絡いただけない場合、重要なお知らせを送付できないことがあります。

（海外からの連絡方法はニッセイホームページをご覧ください。）

## ■ 帰国後のお願い

「日本への帰国届兼取引に関する届出書」の提出が必要となります。

ニッセイホームページをご確認のうえ「日本への帰国届兼取引に関する届出書」をご提出ください。

## ■非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度（AEOI）について

海外渡航に際して居住地国（納税地国）が変更になったお客様は、ご加入の保険商品、過去のお手続きにより、「取引に関する届出書」の提出が必要な場合がございます。詳しくはニッセイホームページ等でご確認ください。

### ●非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度（AEOI）とは

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日以後、一定の生命保険契約に加入される際等に、お客様の名前・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられています。

生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられています。

### ●居住地国変更の判断について

「居住地国（納税地国）」は、以下の①および②のように判断されますが、お客様ご自身の居住地国につきましては、当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問合せください。

①日本に住所等を有するなど一定の基準により、所得税を課される方は日本  
（法人の場合は本店所在地等が日本にあれば日本）

②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されているものとされている方は当該外国

上記のいずれにも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

また、居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

## ■FATCA（※）について（米国に渡航される場合、ご確認ください。）

以下に該当されるご契約者は、ニッセイホームページより「FATCAに関するご案内」をご確認いただき、渡航後9カ月以内に「情報提供同意書 兼 納税者番号・宣誓依頼書」を当社にご郵送ください。

- ・米国市民（米国市民権・米国籍を有する人）
- ・米国居住者（滞在日数が183日以上）

なお、2014年7月1日以降にご加入のご契約が対象です。

（※）FATCAとは、米国納税義務者が海外口座を使って租税回避を行うことを阻止すべく、米国納税義務者が米国外に所有する金融口座の情報を捕捉するため、米国外の金融機関に報告義務を課す米国の税法です。当社では、金融庁が生保協会に宛てた要請文等にしたいがい、FATCAを遵守する必要があります。

お問合せは、当社職員、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターまでご連絡ください。

<p>日本生命保険相互会社 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12 &lt;お問合せ先&gt; <b>ニッセイホームページ</b>     <a href="https://www.nissay.co.jp">https://www.nissay.co.jp</a> <b>ニッセイコールセンター</b> 海外渡航前 <b>0120-201-021</b>（通話料無料） 海外渡航中 <b>81-6-7635-5776</b>（通話料は利用者負担） 受付時間（日本時間） 月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00 （祝日、12/31～1/3を除く）</p>	<p>&lt;ニッセイトータルパートナー&gt;</p>
--	------------------------------

# 「海外渡航通知書兼取引に関する届出書」の記入例

- 「海外渡航通知書兼取引に関する届出書」の<裏面>をご確認のうえ、ご記入ください。
- 有効期間中の本人確認書類のコピーを添付のうえ、ご提出ください。
- 記入項目は黒ボールペンではっきりとご記入ください。(鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。)
- 誤って記入された場合は、二重線で抹消のうえ、訂正箇所付近に訂正署名(フルネームを記入)してください。

保険契約者様をご記入ください		＜表面＞	
① 記入日をご記入ください。		日本生命保険相互会社 行	
② 保険契約者(年金・据置保険金受取人)ご本人が自署してください。		■ 海外渡航通知書	
③ 以下のどちらかをご記入ください。 ・お客様番号(お客様ID) ・契約番号(証券記号番号/据置・年金証券号)		1 記入日 2024年 9月 24日	
④ 名前、メールアドレスをアルファベット(ブロック体)でご記入ください。生年月日を西暦でご記入ください。		このたびは海外へ渡航するにあたり、次ページの了承事項を承諾したうえで、以下のとおり連絡します。また、次の委任事項に関して以下に記載の代理人に権限を委任し、その代理人の住所をもって国内の連絡先とします。なお、帰国した場合は速やかに日本生命に届出ます。 ＜委任事項＞ 1. 保険料の払込みに関すること(保険料払込方法が振込扱の場合) 2. 日本生命から契約に関する通知を受領すること	
⑤ 渡航先住所(国名含む)をアルファベット(ブロック体)でご記入ください。渡航先住所が未定の場合は、国名をご記入ください。		2 保険契約者(年金・据置保険金受取人) (自署) 日生 太郎	
⑥ 渡航(予定)期間をご記入ください。永住または帰国予定日が未定の場合は、渡航日を記入のうえ、永住・未定の該当項目に○印をつけてください。		3 親権者(未成年後見人) (自署) ※契約者(年金・据置保険金受取人)が未成年の場合	
⑦ 国内連絡先(代理人)情報(フリガナも含む)をご記入ください。 ※保険契約者以外を必ずご指定ください。代理人住所については、当社への届出住所と同一の場合もご記入ください。		4 電話番号(お客様ID)もしくは契約番号(証券記号番号)をご記入ください。契約者の他契約についても申し出たいものとして受付します。 契約番号(証券記号番号)	
⑧ 海外渡航先への送付を希望される場合は、レ点チェックしてください。		5 航空先住所(アルファベット) Example Street, London, XXXXX, United Kingdom	
⑨ 税務上の居住地国についてご記入ください。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。		6 渡航日(予定) 2024年 10月 1日 から 永住 帰国日(予定) 2026年 3月 31日 まで 未定	
		7 代理人(国内連絡先) ※保険契約者以外を必ずご指定ください。フリガナ欄も含めて必ずご記入ください。	
		8 通知の送付について	
		9 前回の税務上の居住地国 (国名) 日本	
		異動後の税務上の居住地国 <input checked="" type="checkbox"/> 日本以外 (国名: イギリス) <input type="checkbox"/> 日本 → 以降の記入は不要です	
		住所 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航先住所と同じ <input type="checkbox"/> 渡航先住所以外	
		納税者番号 XXXX-XXXX-XX	
		参考となるべき事項 税務上の居住地国が住所と異なる場合の理由(居住地国を有しない場合を含む)	
		10 有効中の本人確認書類(運転免許証・パスポート等)のコピーをご提出ください。※親権者請求の場合は親権者の本人確認書類	
		会社 支社・拠点コード	
		確認項目・備考	
		支社/LLP受付印	
		処理	
		確認	
		本部受付印	
		請求権者が自署されたことを確認しました。	
		印	